

青少年育成地域活動支援事業実施要綱

1 目的

地域で活動する団体・グループが行う青少年に関わる様々な活動に対し広く支援することにより、地域における青少年育成活動の活性化を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的とします。

2 支援内容

(1) 対象団体

青少年育成市町村民会議、青少年団体・グループ、青少年育成団体、PTA その他の青少年に関わる団体

(2) 対象事業

次表に掲げる青少年の健全育成を目的とする体験・交流・実践活動や、家庭や地域における青少年の育成をテーマとする研修会・講演会等の活動で、10人以上の参加者により開催されるものを対象とし、新規事業を優先して採択します。

なお、次のいずれかに該当する事業は、対象外となります。

- ① 国又は地方公共団体及びこれらが出資している法人から、同種の助成金等の交付を受けることとしている事業
- ② 当該年度内に完了しない事業
- ③ 助成金の占める割合が総対象経費の1割未満となる事業
- ④ 同一事業（内容）で3回を超える事業

事業区分	活動例
体験・交流・実践活動事業	・ 自然体験活動や文化体験活動、又は栽培収穫体験等の体験活動を通じて自立心や豊かな感性等を育む事業 ・ 他地域の大人や青少年との交流やふれあいを通して自立心や社会性等を育む事業 ・ 震災地域の復旧・復興につながるボランティア活動等を実践する事業
家庭・地域ふれあい教育推進事業	・ 親子で参加できるイベント等を通して親子や地域のふれあいやつながりを深める事業 ・ 家庭教育や地域の青少年育成支援活動等をテーマとする講演会や研修会を開催して家庭や地域の教育力の向上等を図る事業 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」「家族そろって食事」等を奨励し、家庭での生活習慣や子どもの健やかな成長について考え学ぶきっかけとなる事業
「いわて家庭の日」普及推進事業	・ 「いわて家庭の日」の標語・ポスターの募集や啓発パンフの作成配布等を行いその普及啓発を図る事業

(3) 支援内容

上記の事業を実施する団体に対し、次により予算の範囲で助成金を交付します。

ア 助成金額

1件当たり5万円を限度とし、予算の範囲内で助成します。

ただし、参加費等の事業収入がある場合は、事業費から当該収入相当額を控除した額を助成対象額とします。

イ 対象経費

区分	内容
講師謝金	謝金
講師旅費	交通費など
会場費	会場使用料、会場設営料、入場料など
印刷製本費	ポスター・チラシ類の印刷物作成など
通信運搬費	発送代など
公課費	保険料など
借上料	バス借上料など
消耗品費	文具代、コピー代、食材等材料費など

※備品（取得価格によらず、長期間の使用に耐える物品等）、参加者お土産代・お弁当代は対象外とする

3 手続き

(1) 交付申請

助成を希望する団体は、助成金交付申請書（様式1）を毎年度6月20日までに、（公社）岩手県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）に提出して下さい。

(2) 交付決定

県民会議は、申請のあった事業について、学識経験者等で構成する審査会において審査を行い、その結果をもとに助成対象とする事業と助成額を決定します。

なお、採択の可否については、申請団体に対し、速やかに通知します。

(3) 実施報告

ア 助成の対象となった団体は、事業実施後1ヶ月以内に、事業実施報告書（様式2）に助成金請求書（様式3）を添えて県民会議に提出して下さい。

イ 県民会議は、事業実施報告書をもとに、事業が適切に実施されたと認める場合には助成団体に対して助成金を交付します。

(4) その他

ア 県民会議との共催事業であることについて、実施要領、チラシ等で明示して下さい。

イ 助成事業については、その実施状況を県民会議の広報紙やホームページ等に掲載することがあります。